

議案第16号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年鹿屋市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 鹿屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成18年鹿屋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 鹿屋市職員の給与に関する条例(平成18年鹿屋市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第27条及び第28条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 鹿屋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年鹿屋市条例第180号)の一部を次のように改正する。

第4条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 鹿屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年鹿屋市条例第181号)の一部を次のように改正する。

第8条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市環境保全条例の一部改正)

第6条 鹿屋市環境保全条例(平成20年鹿屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市行政不服審査会条例の一部改正)

第7条 鹿屋市行政不服審査会条例(平成28年鹿屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第8条 鹿屋市個人情報保護法施行条例(令和4年鹿屋市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第9条 鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年鹿屋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第53条、第54条及び第55条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)(又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と

長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮こに処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮こに処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮こ以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の鹿屋市職員の給与に関する条例第28条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化するなどの刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。